

別表1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時 現在		発受信日時 月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村等)		
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分		災害の原因
気象等の状況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 ・ 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ライフライン関係の状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称)		
		(設置日時)		
(2) 災害救助法の適用状況		(名 称)		
		(設置日時)		
		地区名	被害棟数	り災世帯
		(救助実施内容)		

2

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他の措置状況					
	(6) 応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主要な活動		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他(住民等)	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名					
	職・氏名				職・氏名					
	発信日時				受信日時					
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)			
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所			
	行方不明	人				海岸	箇所			
	重症	人				砂防設備	箇所			
	軽症	人				地すべり	箇所			
	計	人				急傾斜地	箇所			
	棟		道路			箇所				
② 住宅被害者	全壊	棟			市町村工事	橋梁	箇所			
		世帯				小計	箇所			
	半壊	棟				河川	箇所			
		世帯				道路	箇所			
	一部損壊	棟				橋梁	箇所			
		世帯				小計	箇所			
	床上浸水	棟				港湾	箇所			
		世帯				漁港	箇所			
	床下浸水	棟				下水道	箇所			
		世帯		公園		箇所				
計	棟	崖くずれ	箇所							
	世帯	計	箇所							
③ 非住宅被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻			
		その他	棟		破損	隻				
	半壊	公共建物	棟		計	隻				
		その他	棟		漁港施設	箇所				
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
		その他	棟		その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水		ha			治山施設	箇所	
		畑	流失・埋没等		ha			林道	箇所	
			浸冠水		ha			林産物	箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所					
		畑	ha	小計	箇所					
	農業施設	箇所	一般民有林	林地	箇所					
	共同利用施設	箇所		治山施設	箇所					
	営農施設	箇所		林道	箇所					
	畜産施設	箇所		林産物	箇所					
	その他	箇所		その他	箇所					
	計			小計	箇所					
			計	箇所						

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 費外	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	施 清 設 掃	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬そ の 他	鉄道不通	箇所	—
火 葬 場	箇所		鉄道施設	箇所				
計	箇所		被害船舶(漁船除く)	隻				
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸		—
	その他	件		電 話	回線		—	
計	件		電 気	戸		—		
⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校	箇所		ガ 斯	戸		—	
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所		—	
	高 校	箇所		都市施設	箇所			
	その他	箇所		被害総額				
	計	箇所		火災発生	建 物	件		
公共施設被害市町村数	団体			危 険 物	件			
り災世帯数	世帯			その他	件			
り災者数	人			消防団員出動延人数	人			
消防職員出動延人数	人							

災害対 策本部 の設置 状況	道(総合振興局又は振興局)			
	市町村名	名 称	設置日時	廃止日時

災害救 助法適 用市町 村名	
-------------------------	--

補足資料(※別葉で報告)

- 災害発生場所
- 災害発生年月日
- 災害の種類概況
- 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意
- 応急対策の状況
 - ・避難の勧告・指示の状況
 - ・避難所の設置状況
 - ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
 - ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
 - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
 - ・災害ボランティアの活動状況

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し死亡した者は当該災害による死亡者とする。 (2) 本町のものが隣接町に滞在中に当該災害によって死亡した場合は隣接町の死亡者として取り扱う。(行方不明重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1月以上の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものは、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々に行っている場合は2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は、住家主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには補修を要する程度のも。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の経費は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。	
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中で他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従ってその他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	

被害区分		判 断 基 準
④ 農業被害	農 地	農地被害は耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの「植栽・いけがき」を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
水産製品	加工品、その他製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。	

被害区分		判 断 基 準
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価格又は復旧額とする。
⑧ 衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校のほか、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数えをいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電したと数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別紙

人的被害の内訳

平成 年 月 日 時現在

被害項目 行政区名	人的被害					内訳							
	死亡	行方不明	重傷	軽傷	計	区分	住所	職業	氏名	年齢	負傷部位	負傷程度	被害概況
5													
10													
15													
20													
25													
30													
計													

第2節 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の災害通信計画は、次の定めるところによる。

1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話（株）等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者より提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、救援交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報

ウ 非常・緊急電報の利用方法

① 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

② NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常または緊急扱いの電報の申し込み」と告げる。

(イ) 予め指定した登録電話番号と通話責任者をつげる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は、配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

(3) 通信手段

本計画については、基本的に有線電話等の通信連絡手段を優先的に考えているものであり、災害時に予想される有線通信の輻輳、ケーブルの破損等による通信の途絶時におけるその他の手段として、北海道防災行政無線、町防災行政無線、各機関の無線通信、機関相互間の通信協力、伝令等による伝達など他の通信手段の利用を確保しなければならない。

(4) 町が所有する通信設備は、北海道防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、衛生携帯電話等の通信設備がある。

(5) 通信途絶時における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(4)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 借与要請者あて、移動通信機器の貸出

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

(ア) 移動通信局の借受を希望する場合

- ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- ② 借受希望機種及び台数
- ③ 使用場所
- ④ 引渡場所及び返納場所
- ⑤ 借受希望日及び期間

(イ) 臨機の措置による手続きを希望する場合

- ① 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- ② ①に係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 0 1 1 - 7 4 7 - 6 4 5 1

第3節 災害広報・情報提供計画

道、町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

1 災害広報及び情報等の提供の方法

道、町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民を始めとする道民に対して正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、道及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急処置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 道、町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

イ 道、町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分注意するものとする。

エ アのほか、道及び町は北海道情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者への協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を公聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、避難指示・避難勧告・避難準備情報、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、道又は町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。

イ 安否情報の照会を受けた道又は町長は当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提

出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

ウ 安否情報の照会を受けた道又は町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げるものを除く） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められるもの	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 道又は町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会にかかる被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての道又は町の対応

道及び町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認められるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に、必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難の勧告又は指示を行う。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難勧告及び避難指示のほか、避難行動要支援者の避難に資する避難準備情報を必要に応じて伝達する。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住人の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア) 避難のための立ち退きの勧告又は指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

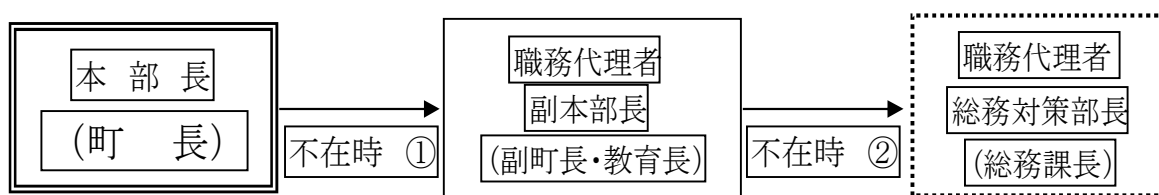
(ウ) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその支持を求める。

ウ 町長は、上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。(これらの指示を解除した場合も同様とする。)

エ 町長の権限委任について

町長不在時の権限の委任は次のように定めておくものとする。



(2) 水防管理者

ア 水防管理者（水防管理団体である市町村の長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該地区を管轄する警察署長に通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法「昭和33年法律第30号」第25条）

ア 知事（総合振興局又は振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のための立ち退きが必要であると認められる地域の居住者に対し、立ち退きを指示することができる。

また、知事（総合振興局又は振興局長）は、洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合は、避難場所の開設、避難者の収容等については町長に委任するものとする。

イ 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わってこれを実施するものとする。

- (4) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法「昭和23年法律第136号」第4条）
 (1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示することができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合には必要があると認めるときは、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

- (5) 自衛隊（自衛隊法「昭和29年法律第165号」第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

イ 他人の土地等への立ち入り（警察官職務執行法第6条第1号）

ウ 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

オ 住民への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

カ 基本法76条の3第3項の規定による移動

2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道（総合振興局又は振興局）、北海道警察本部（警察署等）、第一管区海上保安本部（海上保安部署）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報、連絡するものとする。

(2) 助言

ア 町

町は、避難のための立退き勧告・指示・又は屋内待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難勧告や指示等を行う際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関とのホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

イ 国や道の関係機関

市町村から助言を求められた国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

(3) 協力、援助

ア 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

イ 第一管区保安本部

避難の指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

3 避難の勧告、指示又は避難準備情報の周知

町長は、避難準備情報の提供、避難のための立退き勧告、指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるなど住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、放送設備、サイレン、広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対し伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示又は避難準備情報の理由及び内容

(2) 避難場所等及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

注) 避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

4 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送業者等と連携し、町において車両等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

5 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 町の対策

ア 町長は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意したもの

については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援者等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

町は応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、近接市町村等へ応援を要請する。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

7 避難者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

8 避難所の開設

(1) 町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、町地域防災計画等に定めるところにより、速やかに指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(2) 町は、さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借

上げる等多様な避難所確保に努める。

- (3) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (4) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

9 避難所の運営管理等

- (1) 町は各避難所の適切な運営管理をおこなうものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所ごとに收容されている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (3) 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のもの干し場、更衣室授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (5) 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (6) 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び收容状況、避難の長期化等にかんがみ必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

10 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めたときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入について協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

(2) 町長は、道内広域一時滞在の協議をしようとするとき、あらかじめ総合振興局長又は振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

(3) 町長は、協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定したときは、直ちに避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

(4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

(5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは速やかに、その旨を協議先市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

(6) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を避難所の管理者等の被災住民への支援に関する機関に通知する

別表 1 一時避難場所一覧表

番号	施設名	所在地	電話	面積(m ²)	収容人員
1	鹿追小学校グラウンド	東町3丁目	66-2139	25,310	12,650
2	鹿追神社境内	元町3丁目	66-2614	4,000	2,000
3	鹿追高等学校グラウンド	西町1丁目	66-3011	18,720	9,350
4	中央公園	仲町1丁目	66-2311	12,500	6,200
5	総合グラウンド(野球場)	緑町4丁目	66-2311	26,000	13,000
6	新然別公民館グラウンド	上然別西11線	66-2287	4,000	2,000
7	鹿美公民館グラウンド	美蔓西15線	66-2238	4,000	2,000
8	幌内公民館グラウンド	幌内西25線	66-2771	4,000	2,000
9	上幌内小学校グラウンド	上幌内4線	66-3380	9,800	4,900
10	笹川小学校グラウンド	笹川北9線	66-3505	7,260	3,600
11	北鹿追公民館グラウンド	北鹿追北11線	67-2038	4,000	2,000
12	瓜幕小学校グラウンド	瓜幕東3丁目	67-2323	14,700	7,350
13	瓜幕中学校グラウンド	瓜幕西27線	67-2244	12,000	6,000
14	通明小学校グラウンド	中瓜幕西20線	67-2466	11,080	5,500
15	千の公園	東町3丁目	66-2311	23,536	11,700

別表 2 避難所一覧表

番号	施設名	所在地	電話	面積(m ²)	収容人員
1	鹿追町民ホール	東町1丁目	66-2646	3,150	787
2	鹿追町トリムセンター	東町4丁目	66-1311	1,085	271
3	鹿追町役場	東町1丁目	66-2311	100	25
4	鹿追小学校	東町3丁目	66-2139	630	157
5	鹿追中学校	緑町3丁目	66-2044	1,106	276
6	鹿追高等学校	西町1丁目	66-3011	719	179
7	鹿追町ピュアモルトクラブハウス	元町3丁目	69-7122	416	104
8	認定こども園しかおい	北2線8	66-2754	1,000	250
9	総合スポーツセンター	緑町4丁目	66-3441	3,565	891
10	介護予防センター	泉町1丁目	66-3925	764	191
11	鹿追分館(メイプルホール)	元町4丁目	66-2625	92	23
12	下鹿追分館	鹿追南1線	66-3850	49	12
13	瓜幕活性化施設ウリマックホール	瓜幕西2丁目	67-2111	650	162
14	瓜幕小学校	瓜幕東3丁目	67-2323	400	100
15	瓜幕中学校	瓜幕西27線	67-2244	523	130
16	瓜幕地域集会所	瓜幕西27線	67-2738	162	40
17	中瓜幕地域集会所	中瓜幕西21線	67-2900	66	16
18	通明小学校	中瓜幕西20線	67-2466	428	107
19	旧通明保育所	中瓜幕西20線	—	190	47
20	通明分館	中瓜幕西20線	67-2462	194	48
21	東瓜幕消防会館	東瓜幕西15線	67-2011	72	18
22	笹川小学校	笹川北9線	66-3505	476	119
23	笹川分館	笹川北8線	66-3856	137	34
24	旧上幌内小学校	上幌内4線	—	482	120
25	上幌内分館	上幌内4線	66-3322	104	26
26	新然別分館	上然別西11線	66-2287	107	26
27	鹿美分館	美蔓西15線	66-2238	104	26
28	幌内分館	幌内西25線	66-2771	252	63
29	北鹿追分館	北鹿追北11線	67-2038	99	24
30	中鹿追分館	鹿追北2線	66-3404	84	21
			計	10,416	2,598

収容人員は一人当たり 4 m²で算出